

2023年5月11日

各 位

会社名 ヨネックス株式会社 代表者名 代表取締役社長 アリサ ヨネヤマ (コード番号 7906 東証スタンダード) 問合せ先 常務取締役 米山 修一 TEL (03) 3839-7112

役員退職慰労金制度の廃止、取締役の報酬額の改定に関するお知らせ

当社は、役員報酬制度について見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止、取締役の報酬額の改定を本日、取締役会決議いたしました。これに伴い、役員退職慰労金の打ち切り支給、取締役の報酬額の改定に関する議案を2023年6月23日開催予定の第66回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

## 1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することといたします。なお、社外取締役及び監査役の退職慰労金制度につきましては、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会の終結の時をもって廃止しております。本株主総会終結後も引き続き在任する取締役(社外取締役を除く。)に対し、それぞれの取締役就任時から本株主総会終結の時までの在任期間を対象に、当社所定の基準に従い、退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、本株主総会においてご承認を経た上で、各取締役の退任時に支給いたします。なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、当該制度廃止に伴う業績への影響は軽微です。

## 2. 取締役の報酬額の改定

当社の取締役の報酬額は、2019 年 6 月 25 日開催の第 62 回定時株主総会において、基本報酬を年額 200 百万円以内、業績連動賞与を年額 100 百万円以内とご承認いただいております。

当社の更なる企業価値の向上に向けたグローバル戦略を実現するために、職責と成果に基づく公正な処遇と透明性の確保及び業績との連動強化を目的として、優秀な人財獲得のための競争力ある報酬水準とするため、取締役の報酬額については、基本報酬を年額 250 百万円以内(うち社外取締役分 40 百万円以内)、業績連動賞与を年額 150 百万円以内に改定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

また、本株主総会における報酬額改定の対象ではありませんが、当社は、2019 年 6 月 25 日開催の第 62 回定時株主総会の決議に基づき、取締役の基本報酬及び業績連動賞与とは別枠で、当社の取締役(社外取締役を除く。)を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき支給する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬の総額を年額 100 百万円以内、同制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年 100,000 株以内としております。

現在の取締役は7名(うち社外取締役2名)ですが、本株主総会において取締役選任議案が原案 どおり承認可決されますと、取締役は8名(うち社外取締役3名)となります。

以上